

令和5年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
 充てられた社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	128,592
うち社会保障財源化分	68,989

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	150,299	41,189	109,110
	母子福祉事業	6,997	1,086	5,911
	高齢者福祉事業	8,691	552	8,139
	障がい者福祉事業	165,074	121,756	43,318
	小計	331,061	164,583	166,478
社会保険	国民健康保険事業	47,979	36,169	11,810
	介護保険事業	77,999	1,513	76,486
	後期高齢者医療保険事業	39,650	0	39,650
	国民年金事業	45	45	0
	小計	165,673	37,727	127,946
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	998	498	500
	乳幼児医療給付事業	2,113	1,078	1,035
	予防事業	15,304	230	15,074
	診療所事業	80,176		80,176
	小計	98,591	1,806	96,785
合計	595,325	204,116	391,209	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			68,989

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など